

宜野湾市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成22年2月24日

宜野湾市監査委員

米 須 厚

大 城 政 利

1. 監査の期間

平成22年1月12日から2月23日まで

2. 監査の対象

建設部

建築課、都市計画課、土木課、用地課

区画整理課、下水道課、施設管理課

3. 監査の範囲

平成21年度財務に関する事務の執行

・平成21年度の契約関係文書

・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

## 共通事項

1. 工事請負契約（低入札価格契約は除く。）には、工程表や仕様書等の書類はあるけれども、請負契約額に係る工事費内訳明細書がない。

宜野湾市財務規則第 115 条第 3 項の規定では、工事又は製造の請負契約にかかる契約書には、工事費内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書その他添付の必要があると認める書類を添付しなければならないとなっているので、請負契約額に係る工事費内訳明細書は、特別な理由がないかぎり必ず添付する必要がある。

2. 指名競争入札で契約を執行しているものについて、その適用法令が示されていない。地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札によることができるのは、地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の各号に該当する場合のみである。

したがって、指名競争入札で契約を執行する場合は、上記法令の適用条項を明記するべきである。

## 建築課

### 愛知市営住宅昇降機保守点検業務委託について

見積書の年月日が記載されていない。見積書は、契約の相手方の「申込み」であり入札書と同じである。競争入札における入札書では日付が記載されていないものは失格となる。また、見積有効期限との関係もあり、見積日付が記載されていない見積書は、適格要件を欠くものである。

## 都市計画課

1. 次の契約については、現場現況把握、既存資料収集整理、業務の熟知度などを理由に、「宜野湾市財務規則第 113 条の 2 第 1 項のただし書き」を適用し、過年度において設計業務を請け負った 1 社のみから見積書を徴取して契約に至っている。

しかし、「同ただし書き」を適用する場合は、契約の相手方となるべき者が事実上一人しかいない場合等に限定されるので、その理由や根拠をより明確にする必要がある。

- (1) 嘉数都市緑地実施設計修正業務委託
- (2) かたばる公園実施設計修正業務委託

2. 資材単価特別調査業務委託（その 2）について

本契約締結に際し、見積依頼の理由として「宜野湾市財務規則第 113 条の 2 第 1 項のただし書きにより」として 2 社より見積書を徴取している。

しかし、同ただし書きは「契約の相手方が特定される等特別の事情があるときは、1人の者から見積書を徴することができる。」場合に適用するものであり、本件のように複数の者で見積り合せを行なう場合は「ただし書き」を適用するべきではない。

土木課

指摘事項は共通事項のみ

用地課

指摘事項なし

区画整理課

1. 宇地泊第二重機借上料（その1）及び（その2）に係る法適用条項について

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第五の一の「工事又は製造の請負」を適用して随意契約により執行しているが、賃貸借契約は、同条別表第五の三「物件の借入れ」を適用するべきである。ここでいう「物件」とは、無体財産以外の全ての「物」であると解されているので、物品の借入れについても、この規定を適用すべきである。

ただし、その際に随意契約ができる金額の限度額は、その予定価格が40万円を超えないものとなっており、宇地泊第二重機借上料（その1）については、予定価格492,450円の為、別表第五の三「物件の借入れ」についても適用できないものである。

2. 次の契約については、いずれも随意契約により執行しているが適用条項が不明であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のどれに該当するのかを明示するべきである。

- (1) 直接施行にかかる建築物等除却工事
- (2) 宇地泊第二建物等再算定業務委託
- (3) 宇地泊第二営業調査業務委託

下水道課

下水道施設維持管理業務委託について

入札通知書に添付してある現場説明書では「設計図書の内容に質疑がある場合、別紙様式に書いて行い回答は文書で行う。」となっているが、決裁後の文書による回答がなされていない。

回答する場合は、決裁権者の決裁後、文書により回答するべきである。

## 施設管理課

### 1．次の契約については、見積書の年月日が記載されていない。

見積書は、契約の相手方の「申込み」であり入札書と同じである。競争入札における入札書では日付が記載されていないものは失格となるものである。

また、見積有効期限との関係もあり、見積日付が記載されていない見積書は、適格要件を欠くものである。

- (1) 積載型トラッククレーン（4 t 車両）賃貸借契約
- (2) 宜野湾海浜公園屋外劇場保守管理業務委託契約
- (3) 宜野湾市立グラウンド等草刈清掃業務委託契約

### 2．次の契約については、業務委託契約約款で「乙は、前項の名簿提出の際、各清掃職員（警備員）の雇用保険、社会保険等の雇用関係の確認できる写しを添付しなければならない。」となっているが、その写しの添付がない。

- (1) 市内公園清掃等業務委託契約
- (2) 警備関係業務委託契約

### 3．野球場メインスピーカー取替修繕請負契約について

当該契約に係る修繕請書に、収入印紙が貼付されていない。

### 4．次の契約については「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に係る随意契約で同条別表第五の 6 による。」としているが、賃貸借契約は、同条別表第五の三の「物件の借入れ」である。ここでいう「物件」とは、無体財産以外の全ての「物」であると解されているので、物品の借入れについても、この規定を適用するべきである。

- (1) 積載型トラッククレーン（4 t 車両）賃貸借契約（体育施設係）
- (2) 積載型トラッククレーン（4 t 車両）賃貸借契約（公園管理係）

### 5．指定管理者による利用料金の徴収に係る条例等の整備について

宜野湾市と指定管理者との間で取り交わした協定書の第 5 条では、宜野湾市から指定管理者に貸与した備品があり、同協定第 13 条では「都市公園条例第 12 条から第 15 条及び第 30 条にて規定された利用料金を収受し、これを乙の収入とするものとする。」と規定し、指定管理者はその貸与備品を利用者に対して貸付て使用料を徴収しているが、都市公園条例第 12 条別表には、当該貸与備品等の使用料についての規定がない。

指定管理者がその貸与備品を施設利用者に対して貸付て使用料を徴収する場合は、その根拠となる条例等が必要であるので、早急に条例等を整備するべきである。